

消費税のみなし仕入率

Q : 消費税の簡易課税制度を適用する場合のみなし仕入率とはどんなものですか？

A : 業種ごとに定められた仕入率を課税仕入とみなして消費税額を計算するものです。

【解説】

簡易課税制度のみなし仕入率とは、業種別に定められた次の仕入率を使って、消費税額の計算を簡便的に行おうとするものですが、その業種区分を巡って争われることもあり、慎重に適用区分を選択する必要があります。

- ・ 卸売業(第一種事業)…90%
- ・ 小売業(第二種事業)…80%
- ・ 製造業等(第三種事業)…70%
- ・ その他の事業(第四種事業)…60%
- ・ サービス業等(第五種事業)…50%

消費税額の計算方法の概略は、次のとおりです。

課税売上高×5%－(課税売上高×みなし仕入率)×5%＝消費税額

この算式から分かるように、業種によって控除できる消費税額が違ってきますので、業種を選択は慎重にしなければならないのですが、これについては、総務省が取りまとめている日本標準産業分類の大分類に掲げる分類を基礎として判断することとされています。

ただし、これについても必ずしも明確にならない部分もあり、今回も裁判の判決でこれと異なる判断が下されましたので、今後の動向をよく見守っていく必要があるかと思われます。

